

「一時保育・病後児保育」利用契約書

NPO法人鳥取・森のようちえん・風りんりん（以下「事業者」という）と_____様（以下「保護者」という。）は、保護者が養育する_____様（以下「園児」という。）の一時保育、病後児保育の利用開始にあたり、次のとおり契約を締結いたします。

（契約内容）

第1条 事業者は、利用者に対し、一時預かり、病後児保育のサービスを提供します。利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（利用期間）

第2条 利用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。利用日及び利用時間については、利用者と事業者で別途調整することとします。

（利用料の支払い方法）

第3条 保護者は、前条第1項に定める利用者負担額を、次月末までに事業者へ口座振替、または銀行振込の方法で支払うものとします。

（説明義務）

第4条 事業者は、契約に基づく内容について、保護者からの質問等に対して適切に説明します。

（健康管理）

第5条 事業者は、常に園児の健康の状況に注意するとともに、健康状態の維持管理に適切な措置を講じます。

2 事業者は、園児の体調急変等の緊急事態が生じた場合には、保護者の指定する医療機関及び嘱託医等へ速やかに連絡を行います。

3 保育中に園児が怪我をした場合は、事業者は応急措置、医療機関への搬送その他適切な処置を行うとともに保護者に対し説明を行うものとします。

（虐待防止のための措置）

第6条 事業者は、園児への虐待を防止するため、保育に従事する職員に虐待防止啓発のための定期的な研修を実施します。

（秘密の保持）

第7条 事業者は業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。

2 事業者の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持すべき旨を、職員

との雇用契約の内容としています。

3 事業者は、連携施設、教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

(その他)

第8条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、利用者、事業者双方協議の上、処理するものとします。

【重要事項】

1. 事業者の内容 法人名 NPO 法人鳥取・森のようちえん・風りんりん
 実施場所 企業主導型保育園 鳥取・森のようちえん・風りんりん base
 所在地 鳥取県鳥取市南隈 691

2. 事業者が提供する保育内容

《一時保育》

就労や病気、出産およびリフレッシュしたい時または、その他の理由により、家庭保育が困難な場合、児童を一時的に預かる事業。

《病後児保育》

お子さんが病気の回復途中にあり、集団生活が困難な場合にお預かりします。(医師の許可が必要です) 看護師又は保育士と室内で過ごします。

3. 当該保育サービスの提供につき、利用者が支払うべき額に関する事項

1 日 2,000 円 半日 1,000 円

※早朝及び延長料金については別途利用要項に記載

※その他費用については別途利用要項に記載

4. 相談・苦情の体制

受付担当者・解決責任者：徳本敦子（電話・メールなどの方法で、相談・苦情を受け付けます）

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者、保護者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

西暦 年 月 日

事業者

事業者名 NPO 法人鳥取・森のようちえん・風りんりん
所在地 鳥取市宮谷 393 番地 7
代表者 理事長 徳本 敦子 印

保護者

保護者住所
園児氏名
保護者氏名 印
児童との続柄